

## 佐賀県規則第22号

佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県私立学校等に関する規則（平成14年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学校設置認可申請等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 学校教育法第4条第1項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の3月前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>私立高等学校</u> <u>(私立中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。)</u> の課程の設置 課程設置認可申請書 (様式第3号)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>私立高等学校等</u> <u>(私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。)</u> の学科の設置 学科設置認可申請書 (様式第5号)</p> <p>(5) <u>私立高等学校等</u> の学科の廃止 学科廃止認可申請書 (様式第6号)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>私立学校</u> <u>(私立高等学校等の通信制の課程で学校教育法第54条第3項に規定するもの(以下「広域の通信制の課程」という。)を除く。)</u> の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書 (様式第8号)</p> <p>(8) 略</p>	<p>(学校設置認可申請等)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 学校教育法第4条第1項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の3月前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>私立高等学校</u> の課程の設置 課程設置認可申請書 (様式第3号)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>私立高等学校</u> の学科の設置 学科設置認可申請書 (様式第5号)</p> <p>(5) <u>私立高等学校</u> の学科の廃止 学科廃止認可申請書 (様式第6号)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>私立学校</u> <u>(私立高等学校の通信制の課程で学校教育法第54条第3項に規定するもの(以下「広域の通信制の課程」という。)を除く。)</u> の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書 (様式第8号)</p> <p>(8) 略</p>

改正前	改正後
<p>(学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による届出)</p> <p><b>第5条</b> 令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>私立高等学校等</u>の専攻科又は別科を設置しようとするとき 専攻科(別科)設置届(様式第16号)</p> <p>(6) <u>私立高等学校等</u>の専攻科又は別科を廃止しようとするとき 専攻科(別科)廃止届(様式第17号)</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(私立の専修学校への準用等)</p> <p><b>第6条</b> 第2条(第3項第4号、第5号、第7号及び第8号を除く。)から前条(第1号、<u>第5号、第6号</u>及び第9号を除く。)までの規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第133条第1項において準用する同法第10条」と、前条中「令第27条の2第1項」とあるのは「学校教育法第131条」と、同条第4号中「学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき」とあるのは「学則を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(私立の各種学校への準用)</p> <p><b>第7条</b> 第2条(第3項第8号を除く。)から第5条(第5号、第6号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは</p>	<p>(学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による届出)</p> <p><b>第5条</b> 令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>私立高等学校</u>の専攻科又は別科を設置しようとするとき 専攻科(別科)設置届(様式第16号)</p> <p>(6) <u>私立高等学校</u>の専攻科又は別科を廃止しようとするとき 専攻科(別科)廃止届(様式第17号)</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(私立の専修学校への準用等)</p> <p><b>第6条</b> 第2条(第3項第4号、第5号、第7号及び第8号を除く。)から前条(第1号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第133条第1項において準用する同法第10条」と、前条中「令第27条の2第1項」とあるのは「学校教育法第131条」と、同条第4号中「学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき」とあるのは「学則を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(私立の各種学校への準用)</p> <p><b>第7条</b> 第2条(第3項<u>第2号</u>から第5号まで及び第8号を除く。)から第5条(第5号、第6号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第2条中「第</p>

改正前	改正後
<p>「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第10条」と、第5条中「第27条の2第1項」とあるのは「第27条の3」と、同条第4号中「学則の変更（令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき」とあるのは「学則（収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。</p> <p><b>様式第3号</b>（第2条、第6条、第7条関係）</p> <p>略</p> <p>学校に 課程を設置したいので、</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校教育法第4条第1項 学校教育法第130条第1項 学校教育法第134条第2項</p> <p>の規定により、関係書類を添</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">において準用する同法第4条第1項</p> <p>えて申請します。</p> <p>略</p>	<p>4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第10条」と、第5条中「第27条の2第1項」とあるのは「第27条の3」と、同条第4号中「学則の変更（令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき」とあるのは「学則（収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。</p> <p><b>様式第3号</b>（第2条、第6条、第7条関係）</p> <p>略</p> <p>学校に 課程を設置したいので、</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校教育法第4条第1項 学校教育法第130条第1項</p> <p>の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p>
<p><b>様式第4号</b>（第2条、第6条、第7条関係）</p> <p>略</p> <p>学校の 課程を廃止したいので、</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校教育法第4条第1項 学校教育法第130条第1項 学校教育法第134条第2項</p> <p>の規定により、関係書類を添</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">において準用する同法第4条第1項</p>	<p><b>様式第4号</b>（第2条、第6条、第7条関係）</p> <p>略</p> <p>学校の 課程を廃止したいので、</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校教育法第4条第1項 学校教育法第130条第1項</p> <p>の規定により、関係書類を添えて申請します。</p>

改正前	改正後
えて申請します。 略	略

様式第5号及び様式第6号中「学校教育法」<sup>「第4条第1項  
第134条第2項において準用する同法第4条第1項」</sup>を「学校教育法第4条第1項」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<b>様式第14号</b> （第5条、第6条、第7条関係） 略 位置 <u>所</u> 変更届 略	<b>様式第14号</b> （第5条、第6条、第7条関係） 略 位置変更届 略

様式第16号及び様式第17号中「高等学校」を「学校」に、「学校教育法施行令第27条の2第1項」を<sup>「学校教育法施行令第27条の2第1項  
学校教育法第131条」</sup>に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<b>様式第23号</b> （第6条関係） 略 専修学校の目的を変更したいので、 <u>学校教育法第130条</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。 略	<b>様式第23号</b> （第6条関係） 略 専修学校の目的を変更したいので、 <u>学校教育法第130条第1項</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。 略

附 則  
(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7条、様式第3号から様式第6号まで、様式第14号及び様式

第23号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県私立学校等に関する規則（次項において「改正前規則」という。）に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の佐賀県私立学校等に関する規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。